

別記様式(第5条関係)

会 議 録

会 議 の 名 称	令和4年第3回福津市教育委員会定例会
開 催 日 時	令和4年3月24日(木) 午後 3時00分から 午後 4時30分まで
開 催 場 所	福津市役所 本館 2階大会議室
委 員 名	(1) 出席委員 大嶋教育長、半澤委員、今村委員、 農崎委員、青木委員
所 管 課 職 員 職 氏 名	水上教育部長、赤間郷育推進課長、堀田文化財課長、 石津学校教育課長、大庭教育総務課長、城野教育総務 課参事、藤岡主幹兼指導主事、山根指導主事兼教育指 導係長、石松指導主事兼教育指導係長、笹田総務企画 係長、川上主事

会 議	議 (内 題 容)	・ 日程第 1 開会の宣言 ・ 日程第 2 会議録署名委員の指名について ・ 日程第 3 議案第 1 1 号 第 2 次新原・奴山古墳群整備計画の策定について ・ 日程第 4 議案第 1 2 号 福津市小中学校管理規則を改正することについて ・ 日程第 5 議案第 1 3 号 福津市学校運営協議会規則一部を改正することについて ・ 日程第 6 議案第 1 4 号 福津市立学校の通学区域に関する規則を改正することについて ・ 日程第 7 議案第 1 5 号 福津市教育委員会事務委任規則を改正することについて ・ 日程第 8 議案第 1 6 号 福津市教育委員会事務専決規程を廃止することについて ・ 日程第 9 議案第 1 7 号 福津市立学校共同学校事務室の組織、運営及び事務処理に関する規程を改正することについて ・ 日程第 1 0 議案第 1 8 号 福津市コミュニティ・スクール推進アドバイザーの委嘱に関する要綱の制定について ・ 日程第 1 1 議案第 1 9 号 福津市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師等の委嘱について ・ 日程第 1 2 議案第 2 0 号 福津市学校産業医の選任について ・ 日程第 1 3 議案第 2 1 号 福津市コミュニティ・スクール推進アドバイザーの委嘱について ・ 日程第 1 4 報告第 1 号 教職員の異動内示について ・ 日程第 1 5 報告第 2 号 教育委員会事務局の異動内示について ・ 日程第 1 6 報告第 3 号 福津市立学校の通学区域の設定に係る答申について ・ 日程第 1 7 報告 ・ 教育長の動静報告 ・ 諸報告 ○ 3 月議会について ○ 過大規模校への対応について ・ 日程第 1 8 その他 ・ 令和 4 年度教育委員会定例会の日程について
---------------------------	---	---

		・入学式、入園式について ・今後のスケジュールについて ・4月の定例教育委員会の日程について 4月27日（水） 午前9時30分から 会場：庁舎本館2階大会議室 ・日程第 19 閉会の宣言
	公開・非公開の別	☐ 公開 ☐ 非公開 ☒ 一部公開
	非公開の理由	
	傍聴者の数	0人
	資料の名称	
会議録の作成方針		☐ 録音テープを使用した全文記録
		☒ 録音テープを使用した要点記録
		☐ 要点記録
会議録署名委員		大嶋教育長
		青木委員
その他の必要事項		
審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）		
大嶋教育長：それでは、会議を始める前に配付資料の確認をさせていただきます。 事務局、お願いします。 笹田係長：失礼します。 本日の資料ですが、次第のほかの別紙が多くありますので、御確認をお願いいたします。議案第11号のに関する資料として、「第2次 新原・奴山古墳群整備計画」をお配りしております。そして、議案第15号に関する参考資料として、事務委任の考え方というものをお配りしています。そして、報告1号、報告2号、報告3号の資料をお配りしております。 そして、教育委員の皆様のお手元には、令和4年度の研修事業計画書、そして、教育論文の報告をまとめたもの、そして、福津市人権啓発冊子ということで、人権政策課からお預かりしているものもお配りしています。		

そして、3月31日の教職員の離任式と、4月1日の教職員赴任式の時間を御案内する用紙をお配りしています。

以上です。

大嶋教育長：資料はそろっておりますでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

本日の会議は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、傍聴人はなしで実施をしたいと思います。

会議録は公開します。

1 日程第1 開会の宣言

大嶋教育長： それでは、構成委員数5名のうち、ただいま出席数は5名で、定足数に達し委員会は成立いたしますので、令和4年第3回福津市教育委員会定例会を開会します。

直ちに会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

2 日程第2 会議録署名委員の指名について

大嶋教育長： 日程第2、会議録署名委員の指名を行います。

福津市教育委員会会議規則第16条の規定に基づき、会議録は私大嶋と青木委員で確認、署名することとします。

3 日程第3 議案第11号 第2次新原・奴山古墳群整備計画の策定について

大嶋教育長： 日程第3、議案第11号 第2次新原・奴山古墳群整備計画の策定についてを議題とします。

事務局に提案理由の説明を求めます。

堀田文化財課長。

堀田課長： 第2次新原・奴山古墳群整備計画策定につきましては、11月17日の教育委員会定例会にお諮りしましたように、パブリックコメント、いわゆる市民意見公募を1月4日から2月3日にかけて行っています。その結果としまして1件の要望と、1人の方から18か所について御意見がありました。その内容につきましては、特に内容を否定するものではなくて、表現方法について、もっとこうしたほうが読みやすいんじゃないかという助言でありましたので、それに沿って修正をかけた次第でございます。ですから、おおむね11月に諮ったときと変わらない中身となっております。

そして、11月との最大の違いは、真っ白だった表紙が小学生に版画でつくってもらったものになり、裏表紙は現状の新原・奴山古墳群の写真、今年はようやく菜の花が成功しましたので、新聞等にも取り上げていただきました。その写真をここに載せているというところでございます。

以上でございます。

大嶋教育長：それでは、本案に対する質疑を受けます。ございませんでしょうか。

今村委員。

今村委員：質問ではないんですが、今月の１３日の日に俳句の会で奴山古墳群とあんずの里を吟行してきました。吟行というのは、あちこち見て回って俳句をつくることなんですが、１７名の参加がありました。まず、あんずの里に行きまして、あんずを見ました。あまり咲いていなかったのですが、皆さん非常に喜ばれていました。それで、あんずの里で弁当を買った後、奴山古墳群に行きましたら、もう立派に菜の花が咲いて、皆さんもう声を上げていました。それで、展望台のところから１時間余り回って、そして、戻って来て、津屋崎千軒のなごみの館で弁当を食べて１時から３時まで句会をしたんですが、やはり皆さん菜の花がきれいなのに非常に驚かれたようで、大変充実した句会でした。

それで、前も少し申し上げたかもしれませんが、やはりいろんな絵を描く方とか俳句とか短歌とかをされる方を誘致したり、回りやすいような整備計画、この計画を事前に見ましたけれども、非常に丁寧でかつ詳しくて立派な計画だと思います。１０年計画だということですが、ぜひ皆さんが来て楽しめるような場所にしてほしいなと思いました。

３０年ぐらい前に北九州で俳句の全国大会が行われて、小倉駅前のホテルに泊まって二泊三日だったのですが、その大会には確か約１００人が来たのではないかと思います。そういった人を呼び込めるような対応がこちらでできたらよいのではないかと思います。

ただ、北九州市と福津市では規模が違うから人員とか予算の関係もあるので一概には言えないでしょうけれども、この写真を見ましたら、この古墳祭りではコンサートを開いているところもありますし、こういう継続可能なことができればよいなと思います。世界遺産になっていますから長期的な計画になると思いますけれども、ぜひ継続していただきたいなと思います。

長くなりましたけど、意見です。

堀田課長：ありがとうございます。

大嶋教育長：ほかはございませんでしょうか。

無いようですので質疑を終結します。

これより議案第１１号を採決します。

議案第１１号は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成であります。したがって、日程第３、議案第１１号 第２次新原・奴山古墳群整備計画の策定については、原

案のとおり承認されました。

4 日程第4 議案第12号 福津市小中学校管理規則を改正することについて

大嶋教育長：日程第4、議案第12号 福津市小中学校管理規則を改正することについてを議題とします。

事務局に提案理由の説明を求めます。

石津学校教育課長。

石津課長：それでは、議案第12号 福津市小中学校管理規則を改正することについて説明いたします。この議案につきましては、市立小中学校におくことができる職員について追加することを目的に、福津市立小中学校管理規則を改正するものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表を使用して説明したいと思います。

まず、第16条の3では、学校におく職員の職務について規定しております。この中で事務職員の職務ですが、学校教育法第37条第14項が改正されたことに伴いまして、これまで事務職員は事務「に従事する。」としていましたのを、事務「をつかさどる。」と改めることとしております。

次に、第19条では、公立義務教育小学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律に規定する以外の職員を規定しております。学校教育法施行規則が改正されたことから、第19条に第5号として「情報通信技術支援員」を、第6号として「特別支援教育支援員」を追加しています。この2つの職員は学校において教員と連携・共働しながら不可欠な役割を果たす支援スタッフとして位置づけられるものです。

情報通信技術支援員は、一般的にはICT支援員と呼ばれているICTに関する業務を補助する職員となります。

特別支援教育支援員につきましては、教育上特別な支援を必要とする児童生徒の学習上、または、生活上の必要な支援に従事する職員となります。

この2つの職を新たに定義し、おくこととしております。

説明については以上でございます。

大嶋教育長：それでは、本案に対する質疑を受けます。ございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

無いようですので質疑を終結します。

これより議案第12号を採決します。

議案第12号は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

（全員賛成）

全員賛成であります。したがって、日程第4、議案第1

2号 福津市小中学校管理規則を改正することについては、原案のとおり承認されました。

5 日程第5 議案第13号 福津市学校運営協議会規則一部を改正することについて

大嶋教育長：日程第5、議案第13号 福津市学校運営協議会規則一部を改正することについてを議題とします。

事務局に提案理由の説明を求めます。

石津学校教育課長。

石津課長：議案第13号 福津市学校運営協議会規則一部を改正することについて御説明いたします。

この議案につきましては、福津市附属機関設置条例が改正され、学校運営協議会を教育委員会の附属機関に位置づけましたことから、福津市学校運営協議会規則を改正するものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表を使用して説明します。

まず、第1条、こちらにはこれまで設置根拠として地方教育行政の組織及び運営に関する法律のみを根拠として記載しておりましたが、先ほど申しましたように、附属機関設置条例が改正されたことから、設置の根拠として附属機関設置条例の言葉を加えることといたしております。

参考までに、附属機関設置条例の改正に伴う新旧対照表をつけていますので、後ほど御覧いただければと思います。

次に、第4条です。

現在の市内全学校で学校運営協議会を設置していること、それから、福津市はコミュニティ・スクールを教育の中心に据えていることから、これまで学校ごとに学校運営協議会を「設置することができる」という規定にしていたのを、「学校運営協議会を設置する」として、必ず設置するというように改めることといたしております。

次に、第9条でございます。第9条では、学校運営協議会の会議の進行について定めています。この中で学校長の議決に関する除外を新たに第4項に追加することといたしております。除外する対象としましては、まず第1号として学校長自らが作成し承認を求める第11条の学校運営に関する基本的な方針、これは校長自らが作成するものでございますので、これについて議決に参加することは不適當と判断し除外の1つ目といたしております。

次に第2号として、第12条の学校運営等に関する意見の申出のうち、校長の留任に関することも議決の除外といたしました。校長自らが自らの留任について賛否を表することも不適當

と判断しているところでございます。

説明については以上でございます。

大嶋教育長：それでは、本案に対する質疑を受けます。ございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

無いようですので、質疑を終結します。

これより議案第13号を採決します。

議案第13号は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

（全員賛成）

全員賛成であります。したがって、日程第5、議案第13号 福津市学校運営協議会規則を改正することについては、原案のとおり承認されました。

6 日程第6 議案第14号 福津市立学校の通学区域に関する規則を改正することについて

大嶋教育長：日程第6、議案第14号 福津市立学校の通学区域に関する規則を改正することについてを議題とします。

事務局に提案理由の説明を求めます。

石津学校教育課長。

石津課長：議案第14号 福津市立学校の通学区域に関する規則を改正することについて御説明いたします。この議案は校区外通学に関し、校区外通学申請の際の制約事項の整備、保護者の押印の廃止、宮司地区の校区外通学の特例の廃止に伴い、福津市立学校の通学区域に関する規則を改正するものでございます。改正内容について御説明いたします。

まず第1条です。様式を第1号と第2号を改めることとしております。まず、様式第1号について、上記の者のというところですが、こちらに制約事項を書いております。この部分を整理いたしまして、まず、登下校時の安全管理の責任を保護者が負うことを明確に記載することといたしました。

次に、期間満了や申請理由の消滅等に係る指定学校への通学、本来行くべき学校への通学についても、文言の整理を行いました。併せて保護者に求めていました押印についても廃止することといたしました。

この改正につきましては、令和4年4月1日から行うことといたしております。

次に新旧対照表でございます。第4条の中で、校区外通学の申請を行う際に使用する様式を定めておりますが、改正前の部分、旧の部分のアンダーライン部分が宮司地区の特例を利用する場合に使用する様式を定めているものになっております。それで、先の委員会では通学区域の運用に関する規程を改めさせて

いただきまして、令和4年度一杯で宮司地区の特例を廃止することといたしましたことから、ここのアンダーライン部分を削除することとしたものです。それで、それを削除したことに伴いまして、様式2号がなくなりますので、様式3号を様式第2号に繰り上げるものでございます。こちらは先ほど言いましたように、宮司地区の通学区域の特例が廃止となります令和5年4月1日に、改正を施行することといたしております。

説明は以上でございます。

大嶋教育長：それでは、本案に対する質疑を受けます。ございませんでしょうか。

今村委員：質問よいですか。

大嶋教育長：今村委員。

今村委員：これ違いを見ましたら、旧様式は男女の別があるんですが、新様式では男女の別はあえてなくしているわけですね。

石津課長：はい。

今村委員：現在の時代の流れとしてはよいと思いますが、受け入れる学校側としては、様々な行事等の関係で、ある程度男女別のことは知っておかなければいけないと思うんですが、その辺りは連絡は行くのでしょうか。

大嶋教育長：石津課長。

石津課長：まず、本人の申請につきましては、性別云々はもう関係なく申請をするかどうかなので、性別は特に不要だと判断して、この時代の流れもありますので、廃止ということにさせていただいております。

学校につきましては、ここは保護者の負担軽減という部分も鑑みて廃止しています。

17ページ、18ページについても、これまでは学級を書く欄と性別の欄もあって、それについても本人にとっては不要であるということで、廃止をさせていただいています。

通学区域の特例、校区外通学の許可をした際には、教育委員会から学校に通知をしていますので、その際に明確に子どもを特定できるような形で通知をさせていただいていますので、申請自体にはなくても良いのではないかと考えているところでございます。

今村委員：分かりました。

大嶋教育長：ほかはございませんでしょうか。

無いようですので、質疑を終結します。

これより議案第14号を採決します。

議案第14号は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成であります。したがって、日程第6、議案第14号 福津市立学校の通学区域に関する規則を改正することに

については、原案のとおり承認されました。

7 日程第7 議案第15号 福津市教育委員会事務委任規則を改正することについて

大嶋教育長：日程第7、議案第15号 福津市教育委員会事務委任規則を改正することについてを議題とします。

事務局に提案理由の説明を求めます。

大庭教育総務課長。

大庭課長：それでは、議案第15号 福津市教育委員会事務委任規則の改正することについてと、密接な関係がございます議案第16号、同じく事務専決規程を廃止することについてを合わせて提案理由を御説明したいと思っております。

まず、議案第15号の事務委任規則でございますけれども、平成17年の合併当時に制定し、その後、法改正等に合わせ、その都度必要な改正を重ねてきておりますけれども、現在は事務委任規則と別に教育長の専決規程を設けておりました。教育長に委任するもの。臨時代理させるもの。教育長に委任されていないが、教育長に専決させるもの。市の実情に合わせて文言や各項目の整理をすることとし、専決規程を事務委任規則と一体化することとしたものです。

これに伴いまして、議案第16号の事務決裁規程を廃止することについてという提案理由につながってまいります。

本日お配りしております別紙の中の、「事務委任に関する考え方」を御覧ください。その中に専決、その下の囲んでいるところに委任、代理、この3種類を今回規則の改正という形で整理を行っております。

変更点につきましては、新旧対照表を用いて説明いたします。

大きな部分でございますけれども、13号「1件の予定価格が500万を超える工事の計画を策定すること。」となっておりますけれども、こちらを「土地、建物その他重要な教育財産の取得及び処分を申し出ること。」に変更しております。今後新設校の計画、各種増築、大きな案件が続きますので、500万円を超える工事の計画のみを教育委員会に諮るということとは限定的であることから重要な案件をより広く協議していただきたいということでの変更でございます。

同じく、そのページの19号から24号につきましては、教育委員会名で事務を行うものについて、はっきりと明記するため今回新たに追加をさせていただいております。

次に新しく追加した分について説明します。第6条に「臨時代理」「教育長は、緊急やむを得ない事業が生じた場合は、第2条に掲げる事項について教育委員会に臨時に代理することが

できる。」。第2項「前項規程により臨時に代理したときは、教育委員会にこれを報告し、承認を受けなければならない。」を追加しております。

併せて第7条に、教育長の専決という形で「教育長は、第2条各号に規定するもののうち、次に掲げる事項について専決をすることができる。」と、教育委員会の名において行う事務ではあるが、教育長が専決できるものとして、1号から10号までを記載をしております。こちらにつきましても専決した事務のうち特に必要と認められるものについては、教育委員会に報告をしなければならないということでございます。

あくまで専決につきましても、権限は教育委員会にありますので、その委譲をせずに教育長が事務を行うものです。

委任となりますと、教育委員会の権限を委譲して教育長が責任を負い、事務を行うということになります。

代理になりますと、権限は教育委員会に残りますけれども、緊急を要する事案が発生した場合に教育委員会を招集することができない。そのときに教育長が事務を行うという形での整理を行ったということでございます。

説明については、以上でございます。

大嶋教育長：それでは、本案に対する質疑を受けます。ございませんでしょうか。

よろしいですか。

無いようですので、質疑を終結します。

これより議案第15号を採決します。

議案第15号は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成であります。したがって、日程第7、議案第15号 福津市教育委員会事務委任規則の改正については、原案どおり承認されました。

8 日程第8 議案第16号 福津市教育委員会事務専決規程を廃止することについて

大嶋教育長：日程第8、議案第16号 福津市教育委員会事務専決規程を廃止することについてを議題とします。

事務局に提案理由の説明を求めます。

大庭教育総務課長。

大庭課長：議案第15号、御承認をいただいた事務委任規則の改正に専決規程を含めておりますので、今回廃止をさせていただくということでございます。

以上でございます。

大嶋教育長：本案に対する質疑を受けます。ございませんでしょうか。

無いようですので、質疑を終結します。

これより議案第16号を採決します。

議案第16号は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

全員賛成であります。したがって、日程第8、議案第16号 福津市教育委員会事務専決規程を廃止することについては、原案のとおり承認されました。

9 日程第9 議案第17号 福津市立学校共同学校事務室の組織、運営及び事務処理に関する規程を改正することについて

大嶋教育長：日程第9、議案第17号 福津市立学校共同学校事務室の組織、運営及び事務処理に関する規程を改正することについてを議題とします。

事務局に提案理由の説明を求めます。

石津学校教育課長。

石津課長：議案第17号 福津市立学校共同学校事務室の組織、運営及び事務処理に関する規程を改正することについて御説明をいたします。

この議案は、共同学校事務室を現在市内で1つ設置しているものを2つに増やすことに伴い、共同学校事務室副室長を現行の2名体制をとることが困難になってまいりますので、1名体制と改める必要があることから、福津市立学校共同学校事務室の組織運営及び事務処理に関する規程を改正するものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表で御説明をいたします。

30ページをお願いいたします。

第2条の組織の中で第3項、共同学校事務室の責任者のうち「副室長」を「2名」置くとしておりましたのを、先ほど申しましたように、市内で2つに増やしますことから2名体制をとることが困難になりますので「副室長」を「1名」置くことと改めることとしたものでございます。

説明は以上でございます。

大嶋教育長：それでは、本案に対する質疑を受けます。ございませんでしょうか。

今村委員：質問です。

大嶋教育長：今村委員。

今村委員：現在共同学校事務室というのは、どこの学校に置かれているんですかね。

大嶋教育長：石津学校教育課長。

石津課長：現在は幹事校となっている福間中学校で事務を行っていただいているところでございます。今後２校に増やすこととしております。

今村委員：２校にするということですね。

もう１つは小学校にということですか。

石津課長：近いエリアで分けようと考えているところでございます。

それから事務職員も職位があるのですが、ある程度、職員のバランスを考えながら、幹事校については決めていくことにしております。

以上でございます。

大嶋教育長：ほかはよろしいでしょうか。

無いようですので、質疑を終結します。

これより議案第１７号を採決します。

議案第１７号は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成であります。したがって、日程第９、議案第１７号 福津市立学校共同学校事務室の組織、運営及び事務処理に関する規程を改正することについては、原案のとおり承認されました。

１０ 日程第１０ 議案第１８号 福津市コミュニティ・スクール推進アドバイザーの委嘱に関する要綱の制定について

大嶋教育長：日程第１０、議案第１８号 福津市コミュニティ・スクール推進アドバイザーの委嘱に関する要綱の制定についてを議題とします。

事務局に提案理由の説明を求めます。

石津学校教育課長。

石津課長：議案第１８号 福津市コミュニティ・スクール推進アドバイザーの委嘱に関する要綱の制定について、御説明いたします。この議案は、福津市立学校のコミュニティ・スクールの推進体制の構築や取組の充実を図り、地域とともにある学校づくりと学校を核とした地域づくりの一体的推進のために、福津市コミュニティ・スクール推進アドバイザーを設置するため、コミュニティ・スクール推進アドバイザーの委嘱に関する要綱を制定するものでございます。

要綱の内容について御説明いたします。

まず、第１条の目的でございます。この告示は、福津市立学校のコミュニティ・スクール推進体制の構築や取組の充実を図り、「地域とともにある学校づくり」と「学校を核とした地域づくり」の一体的推進のため、福津市コミュニティ・スクール

推進アドバイザーを設置することについて必要な事項を定めることを目的とするように、この要綱の目的を定めております。

第2条につきましては、コミュニティ・スクール推進アドバイザーを置くことができると設置についての規定を設けております。

第3条では、委嘱についてコミュニティ・スクールの導入や実践に携わった実績を有する人の中から教育委員会が委嘱することを定めております。

第4条では、アドバイザーの任務について規定をしておりますので、コミュニティ・スクールの推進に係る継続的な助言、支援その他「地域とともにある学校づくり」と「学校を核とした地域づくり」の一体的推進に向けて必要なことをしていただくということをその任務としているところでございます。

第5条では、その任期を定め、委嘱の日からその年度末までを任期と定めております。

第6条については、活動に対する謝金について予算の範囲内で支給することを定めているところでございます。

説明については以上でございます。

大嶋教育長：それでは、本案に対する質疑を受けます。ございませんでしょうか。

今村委員：コミュニティ・スクール推進アドバイザーというのは新たに設けられたものなんですかね。

大嶋教育長：石津課長。

石津課長：そうです。新たに設ける役ということになります。

今村委員：来年度からですね。

石津課長：はい。

今村委員：何名ぐらいなんですか。

石津課長：後ほど追加で議案を提出させていただくことにしておりますが、一応現時点では1名を予定しているところでございます。

今村委員：各コミュニティ・スクールに1名ずつということですか。

石津課長：市内全体を見渡してその役割を担っていただくこととしていますので、市内で1名ということで考えております。

今村委員：市内で1名。

大嶋教育長：よろしいでしょうか。

今村委員：はい。

大嶋教育長：ほか無いようですので、質疑を終結します。

これより議案第18号を採決します。

議案第18号は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成であります。したがって、日程第10、議案第18号 福津市コミュニティ・スクール推進アドバイザーの委嘱に関する要綱の制定については、原案のとおり承認されまし

た。

1 1 日程第 1 1 議案第 1 9 号 福津市学校医、学校歯科医及び
学校薬剤師等の委嘱について

大嶋教育長：日程第 1 1、議案第 1 9 号 福津市学校医、学校歯科医及び学
校薬剤師等の委嘱についてを議題とします。

事務局に提案理由の説明を求めます。

石津学校教育課長。

石津課長：議案第 1 9 号 福津市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師等の
委嘱について御説明をいたします。この議案は学校保健安全法
第 2 3 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、市立学校に学校
医、学校歯科医及び学校薬剤師を置く必要があることから、こ
れを委嘱するものでございます。

委嘱する者については、3 4 ページのとおりでございます。

任期につきましては、令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3
1 日まででございます。

人選に当たっては、医師会、歯科医師会、薬剤師会から推
薦をいただき今回委嘱の議案とさせていただいているところで
ございます。

説明は以上でございます。

大嶋教育長：それでは、本案に対する質疑を受けます。ございませんでし
ょうか。

農崎委員。

農崎委員：今までもこの先生方はいらっしゃったんですね。ただし、令和
4 年 4 月 1 日からの更新ということなんですね。

大嶋教育長：石津課長。

石津課長：はい。これまでも学校医、歯科医、学校薬剤師については委嘱
をさせていただいておりますので、これについては来年度の方を
決める議案ということになります。

以上でございます。

農崎委員：どういったことをしていただいているんですかね。

大嶋教育長：石津課長。

石津課長：はい。まず学校では 6 月までに学校の児童生徒の健康診断をす
る必要がありますので、その際の対応をしていただいています。
それから、あと特異的なところでいいますと、インフルエ
ンザや新型コロナウイルスの感染が広がったりしたときに、学
校の休校、学級閉鎖、学年閉鎖等を判断するための相談や一般
的な相談ですね。それを行う相手として学校医等を置いている
ところでございます。

以上です。

農崎委員：ありがとうございます。

大嶋教育長：はい。

ほかはよろしいでしょうか。

無いようですので、質疑を終結します。

これより議案第19号を採決します。

議案第19号は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成であります。したがって、日程第11、議案第19号 福津市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師等の委嘱については、原案のとおり承認されました。

12 日程第12 議案第20号 福津市学校産業医の選任について

大嶋教育長：日程第12、議案第20号 福津市学校産業医の選任についてを議題とします。

事務局に提案理由の説明を求めます。

石津学校教育課長。

石津課長：議案第20号 福津市学校産業医の選任について、御説明いたします。この議案は、福津市立学校職員衛生管理規程第7条第1項の規定に基づき、市立学校のうち、労働安全衛生法第13条に該当する学校に産業医を置く必要があることから、福津市立学校職員衛生管理規程第7条第2項の規定に基づき、これを選任するものでございます。

これに該当する学校につきましては、職員数が50人を超える学校、いわゆる大規模校ですね。福間小学校、福間南小学校、津屋崎小学校、福間中学校の4校が対象となるところでございます。

選任する方につきましては、産業医名簿に記載の方を委嘱することといたしております。

任期につきましては、令和4年4月1日から令和5年3月31日まででございまして、こちらにつきましても人選につきましても、医師会から推薦をいただき今回の専任の議案とさせていただきます。

以上でございます。

大嶋教育長：それでは、本案に対する質疑を受けます。ございませんでしょうか。

今村委員：質問です。

大嶋教育長：今村委員。

今村委員：学校医のお仕事は存じております。産業医は職員対象だと思うのですが、具体的にどういう活動をされているのでしょうか。

大嶋教育長：石津課長。

石津課長：産業医につきましては、まず教職員の健康診断の結果に基づいて、職員の健康を保持するための措置、相談、健康診断を受け

た結果について相談を受けるための相談業務、それから、健康教育、健康相談、その他の職員の健康の保持・増進を図るための措置に関する業務。それから、衛生教育に関する業務。それから、職員の健康障害の原因の調査。再発防止のための措置に関する業務。それから、職員の健康管理に関することとなっておりまして、学校内の巡視とかいった際にも同行していただいて、学校内の労働環境が保たれているかどうかの確認なども一緒にやっていただくということになっております。

以上でございます。

大嶋教育長：よろしいですか。

今村委員：もう1つ。

大嶋教育長：今村委員。

今村委員：どの職場もそうでしょうけど、実際に、健康を害する方がいらっしゃると思います。メンタル面も含めて実際に実働できているのでしょうか。法律にあるからこうしているのか、実際に機能しているのかどうかというところを教えてください。

大嶋教育長：石津課長。

石津課長：はい。こちらにつきましては先ほど説明いたしましたが、福津市立学校職員衛生管理規程の中に産業医を置く規定のほかに安全衛生委員会を置く規定も一緒にあるところでございます。学校長や教員の代表、それから、保健室の先生、産業医などが集まって学校の状況や、学校の職員の健康を守るための情報交換などを議論していただいています。

こちらにつきましては、法律で月に1回開くように決められていまして、特例が認められたときには、二月に1回でも良いとなっています。

これを活用しながら、学校全体として職場環境を良くしていくというところについては大きく寄与しているのではないかと考えています。

あと、特にメンタル面での病気になられる方もいらっしゃると思いますが、病気になる前の段階で福津市でも教職員に対してのストレスチェックを行っています。アンケートに答えることによって心の不安が高くないとか、過度な精神的不安がないかというのをチェックしていますので、それについて、結果が危険なゾーンに近い方については、産業医とはまた別の相談するための産業医を市教育委員会で配置して、相談をして、どういうところに課題があってそういうメンタル部分に影響が出ているのかなどを把握しながら教育委員会と、また学校とも相談しながら対応しているところでございます。

以上です。

今村委員：ありがとうございました。

大嶋教育長：ほかはよろしいですか。

無いようですので、質疑を終結します。

これより議案第20号を採決します。

議案第20号は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成であります。したがって、日程第12、議案第20号 福津市学校産業医の選任については、原案のとおり承認されました。

13 日程第13 議案第21号 福津市コミュニティ・スクール推進アドバイザーの委嘱について

大嶋教育長：ここで追加議案についての提案をいたしまして、1件上程をしたいのでよろしくお願いいたします。

追加の議案と差し替えの次第をお配りします。

只今皆さんに配付いたしました3月24日追加の次第に差し替えをお願いいたします。これより先は差し替えた次第により進行をいたします。

日程第13、議案第21号 福津市コミュニティ・スクール推進アドバイザーの委嘱について、先ほど規則を承認いただきましたので、議案第21号 福津市コミュニティ・スクール推進アドバイザーの委嘱についてを議題とします。

事務局に提案理由の説明を求めます。

石津学校教育課長。

石津課長：議案第21号 福津市コミュニティ・スクール推進アドバイザーの委嘱について御説明をいたします。この議案は先ほど議案第18号で御承認いただきましたコミュニティ・スクール推進アドバイザーの委嘱に関する要綱に基づき、コミュニティ・スクール推進アドバイザーを委嘱するものでございます。

委嘱する者については、森 保之氏です。

任期は、令和4年4月1日から令和5年3月31日まででございます。

森氏は、福岡教育大学の大学院の副学長で、文部科学省コミュニティ・スクール推進員、CSマイスターをされており、福津市のコミュニティ・スクールの創設期から携わっていただいているところでございます。このことから、福津市のコミュニティ・スクール推進アドバイザーとして委嘱するのに適任であると考え、今回委嘱するものでございます。

説明については以上でございます。

大嶋教育長：本案に対する質疑を受けます。ございませんでしょうか。

無いようですので、質疑を終結します。

これより議案第21号を採決します。

議案第21号は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成であります。したがって、日程第 13、議案第 21 号 福津市コミュニティ・スクール推進アドバイザーの委嘱については、原案のとおり承認されました。

14 日程第 14 報告第 1 号 教職員の異動内示について

大嶋教育長：日程第 14、報告 1 号。日程 15、報告 2 号につきましては、人事案件のため、これらを非公開とすることについて発議します。非公開とすることに賛成の委員は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成ですので、これらの案件については公開しないことに決定します。

(非公開部分)

16 日程第 16 報告第 3 号 福津市立学校の通学区域の設定に係る答申について

大嶋教育長：日程第 16、報告第 3 号 福津市立学校の通学区域の設定に係る答申についてを報告いたします。

石津学校教育課長。

石津課長：報告第 3 号 福津市立学校の通学区域の設定に係る答申について御説明をいたします。先月の教育委員会の定例会におきまして福津市立学校の通学区域の設定に関する諮問について議決をいただきました。令和 4 年 2 月 28 日に通学区域審議会に諮問を行いまして、1 か月の間に 4 回にわたって議論していただき、昨日 3 月 23 日に答申をいただきましたので本日報告をするものでございます。

答申書の記、以下を朗読することを説明に替えさせていただきますと考えております。

記。1、(仮称)宮司小学校及び(仮称)四角中学校新設に伴う通学区域について。

福津市教育委員会は、市長との協議を経て小学校 1 校と中学校 1 校を令和 9 年度の開校を目指して新設する方針を決定し、宮司地区に小学校「(仮称)宮司小学校」、四角地区に中学校「(仮称)四角中学校」を新設することになっている。これに基づいて、現在の児童生徒数及び今後の児童数の推計を踏まえた通学区域案を作成し、今回の諮問に至っている。

本審議会では、(1)新設校の建設が福間南小学校の過大規模校を緩和する案となっていないこと。(2)(仮称)宮司小学校の通学区域の問題。の 2 点から、無条件で直ちに納得できる内容とは言えないことを確認した。特に、(仮称)宮司小学校の通学区域案では、宮司地区郷づくりの宮司 2 区と宮司 3 区

のみ、また、福間地域郷づくりの西福間5区のみが（仮称）宮司小学校へ通学することになっている。このように、（仮称）宮司小学校と福間小学校の校区は、地域との間にねじれが起こることになり、本市が大切にしてきたコミュニティ・スクールとしての取組の継続性が心配される。また、当該地域の子供・保護者、地域住民の思いも大切にしなければならない。

しかし、審議の中で教育委員会からの通学区域案の根拠に関する説明により、「教育環境の整備」と「新設校の規模に応じた児童生徒数の割り振り」の2つの側面から様々な検討を経て、現状で考え得る最適解として提案されていることは理解できた。確かに、現在の本市の児童生徒数と短期的な推計に鑑みると、小学校1校と中学校1校の新設による通学区域の設定について、全ての関係者が納得できるベストな選択肢はないと思われる、現状で考えられる最適解に決めざるを得ない状況にある。

そこで、本審議会としては、以下に示す意見を最大限に配慮していただく前提で、諮問された通学区域案について承認することにした。

2、通学区域変更に関する意見。

（1）（仮称）宮司小学校の通学区域について。短期的には、西福間5区の児童数の急増に対応する必要があることは理解できるが、中・長期的に児童数の推移を注視し、西福間5区の児童数が減少した際には、本来、宮司地区は1つの地域であり、同じ小学校に通学するべきであるという考え方の下に、通学区域の見直しを行っていただきたい。通学区域は、子供たちの学びだけでなく、地域づくりにも大きく関係するだけに、子供たちや保護者、地域の方の思いも大切にしていきたい。また、西福間5区の保護者は、福間小学校へ通学できると考えて引っ越して来た方もいると思われる。それだけに、なるべく早い段階で丁寧な説明が必要である。

（2）通学路の整備について。新設校に伴う新たな通学路は、通学する児童生徒はもちろんのこと、通行する一般の方にとっても、安全確保が必要である。道路の幅や照明など、交通安全と防犯の観点から通学路の整備を強く要望する。

（3）新設校開校までの対応について。新設校により児童・生徒数の緩和が見込まれる学校は、新設校開校までの間は児童生徒数が増加する見込みになっている、この間の適切なハード面・ソフト面の対応をお願いしたい。

（4）学校新設を伴わない通学区域の変更の措置について。福間中学校から津屋崎中学校に通学区域が変更になる生徒たちは、全員が一度に強制的に変更になるのではなく、その前後で段階的な実施等の柔軟性を持たせるなどの工夫をしていただき、無理なく通学する学校を変更できるようにしていただきたい。

い。ただし、その際には学校経営上の問題が生じないように留意していただく必要がある。

(5) 通学区域の変更に関する説明について。今回の通学区域案によって影響を受ける関係者（保護者・学校関係者・地域住民）に対して、通学区域と新設校の具体的な場所が決定後、学校の適正規模や今後のコミュニティ・スクールの在り方に対する教育委員会の考え方も含めて、速やかに丁寧かつ詳細な説明が必要である。

3、諮問内容に関連した意見。

福間南小学校は、以前の議論では5・4制の中学校を新設することで児童数の緩和を図るということであったが、今回の案では短期・中期的にハード面とソフト面の対策を進める方針に変わっている。また、福間南小学校からは、福間中学校と（仮称）四角中学校に分かれて進学することになる。方針の変更により不安を感じている保護者もいると思われるので、短期・中期的な計画をなるべく早い段階で丁寧に説明していただきたい。

なお、現在の児童生徒数の推計値は、今後、新たな住宅建設で大きく変わる可能性があり、余裕を持った計画を立てるべきである。このことは、市内の学校全体について言えることであるが、新設校による緩和策をとらない福間南小学校については、特に留意すべきである。このため、人口流入に関して、福津市役所内の関係部署との情報共有を密にして迅速な対応をお願いしたい。

以上でございます。

大嶋教育長：本件に対する質疑を受けます。ございませんでしょうか。

今村委員。

今村委員：今回の通学区域審議会の答申としてはこれが初めてですよね。今後また何回かに分けて出る可能性はあるんですかね。これが最終結論ということでしょうか。

石津課長：この答申につきましては、最終結論ということでいただいています。

私たちが諮問いたしましたのは、前回教育委員会で議論していただきましたが、こういう通学区域にしていきたいということをお示しいたしました。それについては大きな1番の最後で承認をすることにしたいと書いていただいていますので、私たちが提案した通学区域については通学区域審議会としての承認がいただけたものとなります。

あとは、その答申を踏まえ、教育委員会の案として固めて、今後学校建設に向けて事務を進めていきます。

以上です。

今村委員：もう1点、小学校と中学校は名前は現在仮称となっていて、地域の宮司と四角を取っているんですが。この名前が正式に決ま

るのはいつなんですかね。

大嶋教育長：石津課長。

石津課長：多くの他の自治体の事例を見ますと、校名を決定するための委員会や審議会を設けて、そこで議論されることが多いので、本市においてもそのような形で決定をしていくことになるのではないかなと思っています。

校区のほかにも、例えば校章、校歌、部活動をどうするか、様々なことを決めていく必要がありますので、そういったことは地域の方、今度通う児童生徒も含めて審議会、委員会、といったところで協議をしながら決定していくことになると思っています。

以上でございます。

今村委員：ありがとうございました。

大嶋教育長：ほかはよろしいでしょうか。

今村委員：なぜ聞いたかという、例えば宮司小学校と四角中学になっていますが、この答申によると、宮司1区だけは津屋崎小学校に行くわけでしょう。宮司2区、3区はこの（仮称）宮司小学校ですね。そうすると、学校の名前を決めるときに、違和感がないかなと思って。例えば宮司の場合、宮司1区は津屋崎に行くのに、2区、3区だけ宮司小学校に行くというのは、宮司1区の方から見れば少し違和感があつたりしないのかなと思いましたので質問しました。四角の場合もそうですね。四角という地域だけの名前がついていても、周りの地域からも通学するので名前の付け方が難しいなと思いました。

大嶋教育長：石津課長。

石津課長：宮司地区につきましては、宮司の郷づくりも分かれてしまいますということで答申をいただきましたけど、宮司地区の郷づくりは8個の自治会によって構成されている郷づくりになります。そのうちの2か所だけを切り取るという形になっていますので、残りの6個の自治会については津屋崎小学校に行くということになっています。それで、そのときに宮司小学校という名前に違和感がないのだろうかということですが、多くの例は大体地名を取っているのではないかと思います。昔は、〇〇第1小学校、第2小学校ということもあつたのでしょうか、現在は地名が入ることが多いですし、この答申の中にも、将来的に西福間5区の人口が減ったときに、宮司地区を一緒に行かせてあげてほしいという御意見もありますので、そのあたりも鑑みると、宮司小学校という名前でも、最終的には市教育委員会が決めるんですけど、その前段で地域の方などに入っていて議論する中で、そこも整理がされるのかなと思っています。

四角中学校についても同様であると思っています。

今村委員：ありがとうございました。

大嶋教育長：ほかはよろしいでしょうか。
無いようですので、質疑を終結します。

1 7 日程第 1 7 報告

大嶋教育長：日程第 1 7、報告、教育長の動静報告をいたします。

3 月につきましては、3 月議会が主な動静となっております。それに関しまして、2 月 2 8 日の月曜日に市長協議というのがございますが、これは議会答弁の打合せについての協議ということでございます。

それから、先ほど報告がありました、通学区域審議会 4 回、毎週行われたというところでございます。

以上でございます。

それでは、諸報告に移ります。

3 月議会について、水上教育部長よりお願いいたします。

水上部長：まずは 3 月議会につきまして、教育委員の任命同意ということで、半澤委員の任命同意を挙げさせていただいています。こちらにつきまして、承認いただけましたことを御報告させていただきます。

半澤委員、今後ともよろしくお願いいたします。

それから、予算関係でございます。まずは、令和 3 年度の補正予算と令和 4 年度の当初予算につきましても議会におきまして議決をいただいているところでございます。

それから、お手元にお配りしております総括質疑と一般質問についてです。こちらの説明は後で詳しく読んでいただければと思っていますが、少しだけ簡単に説明させていただきたいと思っています。

まず、総括質疑でございます。こちらは会派ごとの質問です。公明党から質問があっておりまして、教育委員会関係につきましては、ふくつ未来から、資料に書いています小学校の水泳授業について、福間小、南小の委託の関係ですね。それ以外の学校との格差をどうするのかということであるとか、福間中学校の整備事業についての御質問が挙がっておるところでございます。それから、新設校建設の今後の計画につきましての御質問があっております。

それから、福津誠和会の八尋議員からでございます。こちらにつきましても過大規模校に対する現在の対応をどうしているかということで、福間南小学校と福間中学校の関係の質問が挙がっております。

また、新設校建設事業と校区再編についての質問。

それから、世界文化遺産等の保存・活用についての御質問が挙がっておるところでございます。

次に、新政会の尾島議員でございます。こちらにつきまして

も過大規模校に対するハードの対策であるとか、世界文化遺産の保存活用、それから、津屋崎古墳群の保存整備事業についての御質問が挙がっておるところでございます。

次に、一般質問でございます。一般質問につきましては12名の議員のうち9名の議員が、教育委員会に関する御質問をされておられます。

横山議員につきましては、やはり小中学校の過密化の緩和についてということでございます。

秦議員につきましては、宮司公民館の廃止についてということで、中央公民館の機能の再定義・再配置ということについての御質問が挙がっています。

それから、米山議員につきましては、小中一貫教育について御質問が挙がっております。

蒲生議員につきましては、新型コロナウイルス感染症対策につきまして、各学校での、学級閉鎖、休校の状況等、そういった基準はどうなっているのかという御質問が挙がっておるところでございます。

それから、田中議員につきましては、広報・広聴活動についてのホームページ等の運用の体制等について。それから、市立の神興幼稚園の現状と今後の方向性についてということで御質問が挙がっております。

戸田議員につきましても引き続き学校の過密解消・緩和についての取組について、特に南小学校についてどういった対応をしていくのかということの御質問が挙がっています。

下山議員につきましては、大きく言えば特別支援教育の現状。その支援の在り方についての御質問が挙がっております。

それから、石田議員につきましては、子供の居場所に関する御質問でございまして、不登校児童生徒についての御質問や、先ほど言いました子供の居場所は市として教育委員会としてそれをどう考えていくのかということの御質問が挙がっております。

それから、福井議員については、こちらはGIGAスクール構想、タブレット端末の現在の活用状況であるとか、今後の方針等について質問が挙がっているところでございます。

また、福井議員からですが、通学区域審議会についてということで、令和5年度からの通学校区の通学等の運用に関する規程の改正について御質問が挙がっておるところでございます。

以上簡単ではございますが、3月議会についての報告とさせていただきます。以上です。

大嶋教育長：では、続きまして、過大規模校への対応についてということで、現在の進捗状況についての報告でございます。

水上教育部長。

水上部長：通学区域審議会につきましては、先ほど石津課長から報告が

あったとおりでございます。

私からはソフトの関係で、令和4年度からの人的な配置ということで、福岡南小学校につきまして、これは藤岡先生からも御紹介があっていたと思いますが、教育長と私で県等にいろいろな要望活動をさせていただいております。その中で、令和4年度4月から南小学校につきましては、養護教諭の1名加配ということで、定数として1名増やすと御回答いただいております。

それから、教職員につきましても特別な配慮ということで1名増という形で配置をしていただくということで、もう決定されたということで報告が挙がっています。

簡単ですけど、以上でございます。

大嶋教育長：それでは、御説明しました件に対する質疑を受けたいと思います。ございませんでしょうか。

青木委員。

青木委員：その土地の買収とか、その進み具合などのハード面を報告していただければと思います。

大嶋教育長：城野参事、お願いします。

城野参事：具体的に用地買収というところにまではまだ至っていませんけれども、まず、通学区域審議会で学校の区域を決めていただいておりますので、それをもって今後の児童生徒の推計をもう一度やり直しまして、学校の規模を算定していきたいと思っております。それで、それをもってどこまでを学校の校地とするのかということを決めてまいりたいと思っております。

ちなみに、やみくもに土地を今から当たっていくということではなくて、もう既に3月までに候補地と思っておるところの所有者の方には、意向調査という形で一通り入らせてはいただいております。

以上です。

青木委員：ほか、その学校建設に関してのスケジュール調整とかそういうところの、私たちが聞いていないところは何かありますでしょうか。

大嶋教育長：城野参事。

城野参事：まず2月に基本計画の策定を発注させていただいておりますけれども、それは5月31日までの業務となっております。

それで、その中で小学校1校、中学校1校の大枠の事業費というのがある程度分かってくると思います。実際に建築に係る費用等というのが、コロナの関係であったり、戦争の関係であったりとかということで、急騰しているという状況があって、事業費がどのぐらいまで上がるのかというところの数値を精査して、改めて庁議とか市の経営陣に諮って、承認をいただければ6月の議会に挙げていくという、それで、6月の議会では予算をいただければ、そこから皆様に説明に入るといった形のス

ケジュールを考えているところです。なので、6月までは方向としては定まっているけれども、まだはっきりとした形のお伝えは難しいと捉えています。

大庭課長：併せまして、先ほど新設校の動向に関連しまして、令和9年度開校を目指しているところでございますけれども、増築の規模、給食施設も含めまして、そのあたりをすべて6月時点の同じタイミングで、規模までもう一度庁内で諮って決定をしたいと考えております。

青木委員：分かりました。

大嶋教育長：よろしいですか。

ほかにございませんでしょうか。よろしいですか。

18 日程第18 その他

大嶋教育長：それでは、日程第18、その他の事項について事務局から説明をいたします。

お願いします。

笹田係長：失礼します。

その他につきまして、37ページを御覧ください。

令和4年度4月以降の教育委員会定例会の予定を載せております。毎月第4週目を基本として日程を現在予定しているんですけども、議会の日程などの関係で11月と2月は他の月と比べて十日ほど日程が早くなっております。現在予定しております日程と時間帯と会場はここに載せているとおりでありますが、年度の途中で日程変更する必要がある場合は、その都度また御相談をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

定例会の日程は以上です。

そして、入学式、入園式につきまして、次の38ページを御覧ください。

こちらは中学校入学式が4月8日と、福間中学校だけ4月13日で今回校舎改築の引っ越しなどの関係で日程が異なっております。

小学校は4月12日。神興幼稚園が4月13日。今回人事異動も反映させた割り振り表をお配りしております。

そして、今後のスケジュールにつきましては、39ページに本日3月24日から4月30日までの広報を載せております。

教育委員の皆様に関わる分を御案内いたします。3月31日教職員の離任式、11時から図書館2階の研修室で予定をしています。

そして、その次の日ですが、4月1日教職員赴任式、こちらは対象の先生方の人数も多くなっている関係で2部構成を予定しております。2時からと3時から、それぞれ30分ずつを

予定しております。図書館2階研修室です。

そして、4月8日が福間東中学校と津屋崎中学校の入学式。
そして、4月12日が小学校の入学式。4月13日は福間中学校と神興幼稚園の入学式、入園式。

そして、4月の定例会は、4月27日9時半からこの大会議室で予定しております。

そして、4月28日、古賀高等学校組合の教育委員会が午後2時から古賀市役所で予定しております。農崎委員の出席をお願いします。

スケジュールにつきましては、以上です。

19 日程第19 閉会宣言

大嶋教育長：以上で本日予定されていた議事日程は全て終了しましたので、これで令和4年第3回福津市教育委員会定例会を閉会します。

ありがとうございました。